任意団体の規約・会則について

規約・会則は、団体の運営や活動の基本となるルールになるだけでなく、団体がどんな団体であるかを 社会に示すものです。

また、形式的な団体の規則を定めるだけでなく、規約・会則に団体の目的や活動内容などを明文化することで、構成員が共通認識を持ち、活動を円滑に進めていくことができるようにもなります。

作り方のポイント

- ① 任意団体の規約・会則には、形式など決まりはありません。 自由に作成できますが、団体メンバー の多くの人を巻き込んで作成しましょう。
- ② 第三者に分かる言葉で作成しましょう。
- ③ 次の内容は記載しましょう。
 - (1)団体の名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3)目的

※団体の使命を表します。団体の存在意義を示す重要な部分です。

(4)活動内容

※団体の目的を基に、団体がどんな活動をしているのかを示す部分です。

(5)役員

※役員種別(会長,副会長など),選任方法,任期,役割などを規定します。

(6) 構成員

※構成員の種類(正会員、賛助会員など)があれば規定します。

- (7)入退会
- (8)会費

※会費を徴収する場合は規定します。

(9)総会

※総会は団体の意思決定を行う場です。

会議の種別、議決内容などを明確にしておきましょう。

おおすみおさかな団規約

※「〇〇(団体名)会則」でも構いません。

※こちらは規約・会則を定める場合の参考例です。 記載項目についてはこの通りでなくてはならないと いうものではありませんので、団体の実情に沿って作 成してください。

(名称)

第1条 この団体は、おおすみおさかな団(以下「本団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本団の事務所は、鹿屋市打馬2丁目16-6に置く。

※「会長宅とする。」等でも構いません。

(目的)

第3条 本団は、大隅地域の魚たちの魅力を発信し、地域を活性化する活動を行うことにより、大隅地域の未来の世代に持続可能な地域社会を継承することを目的とする。

※団体の使命を表します。団体の存在意義を示す重要な部分です。

(活動内容)

- 第4条 本団は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。
- (1) 大隅地域の魚について知ってもらうための広報活動 (SNS での情報発信等)
- (2) 大隅地域の魚を感じてもらうための体験活動(釣りイベント・養殖施設見学イベントの実施等)
- (3) 大隅地域の魚を味わってもらうための普及啓発活動(食イベントの実施等)
- (4) その他本団の目的を達成するために必要な活動
- ※目的を基に、団体がどんな活動をしているのかを示す部分です。

(構成員)

- 第5条 本団の構成員は、次の2種類とする。
 - (1) 正団員は、本団の目的に賛同し、入団した者とする。
 - (2) 賛助団員は、本団の活動に賛助するために入団した者とする。

(入団)

第6条 団員として入団しようとする者は、入団申込書を団長に提出し、その承認を得るものとする。

(会費)

- 第7条 団員は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。
- (1) 正団員 年間2千円
- (2) 賛助団員 年間1千円
- ※「総会において別に定める。」等でも構いません。

(退団)

第8条 団員は、退団届を団長に提出し任意に退団することができる。

- ※任意に退会できることが必要です。
- 2 団員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退団したものとみなす。
- (1) 本人が死亡したとき本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

- 第9条 本団に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 団長
- (2) 副団長
- (3) 監査役
- 2 第1項で定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ※役員名称、種類はこの例に限りません。

監査役は構成員から選び、他の役員との兼任はできません。

(役員の職務)

- 第10条 団長は、団務を総理し、その業務を統括する。
- 2 副団長は、団長を補佐し、団長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、本団の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の解任)

- 第 11 条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

- 第 12 条 本団の総会は、正団員を持って構成し、年 2 回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。
- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1) 規約の変更
- (2) 本団の解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業計画並びに収支予算及び決算

- (5) 役員の選任及び解任
- (6) その他本団の運営に関し重要な事項

※議決する事項を決めておきます。

- 3 総会は、団長が召集する。
- 4 総会の議長は、団長がこれに当たる。
- 5 総会は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(議事録)

第13条 総会の議事については議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 団長は、毎事業年度終了後3ケ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本団の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本団の事務局は、 鹿屋市打馬2丁目16-6に置く。

(委任)

第18条 この規約に定めのない事項は総会の議決を経て、団長が別に定める。

(変更)

第19条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附附

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

半島と大地の実り会則

(名称)

第1条 この団体は、半島と大地の実り(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、本会の会長の自宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、大隅半島の地域住民自らが、力を合わせて地域の課題解決に向けた取組を行い、未来の世代に持続可能な地域社会を継承することを目活とする。

(活動内容)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。
 - (1) 大隅地域活性化イベントの開催
 - (2) 大隅地域で暮らす外国人への地域生活のサポート
 - (3) 大隅地域での買物弱者への買物支援
 - (4) 大隅地域の魅力の世界への発信
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- ※目的を基に、団体がどんな活動をしているのかを示す部分です。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

- 第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。本会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 監査役
- ※役員名称、種類はこの例に限りません。

監査役は会員から選び、他の役員との兼任はできません。

(総会)

第8条 本会の総会は、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催する

- ことができるものとする。
- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) その他本会の運営に関し重要な事項

※議決する事項を決めておきます。

- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 総会は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第10条 この会則に定めのない事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。